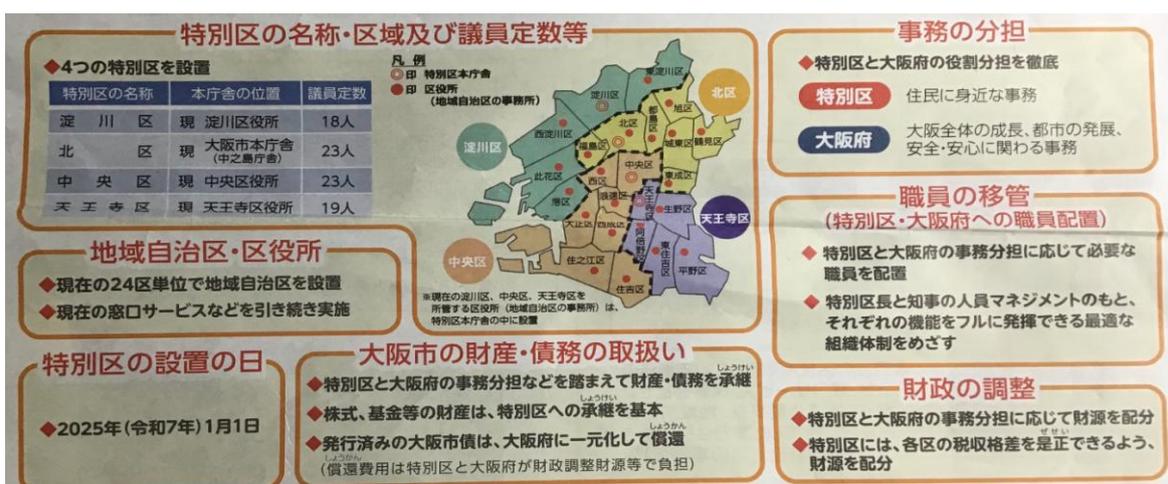


どうなる！大阪市廃止後の「特別区」

大阪市を廃止して、特別区を設置するという大都市制度「改革」は、平成 24 (2012) 年法律第 80 号「大都市地域における特別区の設置に関する法律」により手続きなどが定められている。

「この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする」(第 1 条)とされている。第 10 条に「特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす」とあり、地方自治法による都区制度を基本にする。第 5 条に、特別区設置協定書は特別区の設置の日など、8 事項について作成すると書かれている。写真は『大都市制度(特別区設置)協議会』だより第 10 号、2020 年 6 月に掲載されている「特別区協定書(案)」で、大阪市廃止後の特別区設置についての制度設計である。



大阪の特別区を東京と比べてみよう。東京 23 区の特別区は、千代田区の 5.8 万人から世田谷区の 90 万人、その他 10~70 万人台(20 万人台が 7 区)と、ばらつきがある。大阪の特別区は人口約 75 万の北区を筆頭に、約 60 万の淀川区まで、政令市並みの人口規模である。人口規模は大きいですが、財政力は東京の特別区に比べて、かなり脆弱である。東京は豊かな財政力により、地方交付税の不交付団体を続けているが、大阪は長年にわたり交付団体である。東京は都心区を中心に、高所得層が居住して課税基盤は強固だ。

事務分担で特徴的なのが、大阪は法令事務の大半が特別区であるが、東京は都が分担する割合が高い。大阪は介護などを一部事務組合が担当するが、東京は清掃など、ごくわずかである。大阪の「中之島庁舎」への間借りは、貧弱な特別区を象徴するものだ。

(2020年7月20日)